

おきなわ工芸の杜指定管理業務仕様書(6ページ)について、下記のとおり修正します。

修 正 後	現 行 前
<p>1-4. 昇降機設備保守点検業務仕様書</p> <p>(2) 保守点検内容</p> <ul style="list-style-type: none">ア 昇降機を正常かつ良好な運転状態に保つこと。イ 技術者による定期点検(3月に1回)を行い、異常等を発見した場合は直ちに適切な処置を行うこと。ウ 昇降機が利用されない時間帯に_____点検(月1回)を行い、昇降機の状態を診断すること。エ 昇降機の運営状態を遠隔監視装置により24時間監視すること。オ 保全計画及び点検、遠隔診断の結果により、機器の修理等が必要となった場合は、直ちに機器の修理、部品取替等を行うこと。カ 不意の故障等緊急時には、速やかに対応すること。キ 昇降機全般にわたり総合的な性能検査(年1回)を行うこと。	<p>1-4. 昇降機設備保守点検業務仕様書</p> <p>(2) 保守点検内容</p> <ul style="list-style-type: none">ア 昇降機を正常かつ良好な運転状態に保つこと。イ 技術者による定期点検(3月に1回)を行い、異常等を発見した場合は直ちに適切な処置を行うこと。ウ 昇降機が利用されない時間帯に遠隔操作による点検(月1回)を行い、昇降機の状態を診断すること。エ 昇降機の運営状態を遠隔監視装置により24時間監視すること。オ 保全計画及び点検、遠隔診断の結果により、機器の修理等が必要となった場合は、直ちに機器の修理、部品取替等を行うこと。カ 不意の故障等緊急時には、速やかに対応すること。キ 昇降機全般にわたり総合的な性能検査(年1回)を行うこと。